

令和5年第 4回
総 会
4月

白井市農業委員会会議録

令和5年4月6日 開会

令和5年4月6日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和5年4月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和5年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

5月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 4月20日木曜日
- ・事前審査会(案) 4月28日金曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室1
- ・総会(案) 5月9日火曜日
午後4時00分から 東庁舎1階会議室101

午後4時00分委員定数9名中8名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和5年4月定例総会に出席をいただきまして、大変御労さまでございます。

気温のほうも大分暖かくなりまして、桜の開花も例年なく早く花びらが散りまして、早いなというところでございます。

梨の花につきましても、桜同様早く、私を含めまして梨農家さんにおきましては、これから交配や摘果等忙しくなると思いますが、健康には十分気をつけていただきたいと思います。

それから今、事務局のほうから人事異動について報告がありましたけれども、新しく事務局長となりました今井さんには、頑張ってくださいと思います。

では、よろしくお願いいたします。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和5年4月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、4番、芦田恵子委員、5番、山崎正司委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、和田です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和5年4月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、木字野口下の2筆、木字宮向の1筆です。

地目は田が1筆、畑が2筆。

地積については3筆合計4,848平方メートルです。

権利者は記載のとおりで、経営面積は63アール。

義務者は記載のとおりです。

事由は所有権移転（贈与）です。

2番、根字井戸作の2筆。

地目、現況とも畑です。

地積については2筆合計6,550平方メートルのうち、2,500平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は56アール。

義務者は記載のとおりです。

事由は使用貸借権の設定です。

3番、根字丸山の1筆。

地目、現況とも畑です。

地積は990平方メートルのうち、900平方メートル。

権利者は記載のとおりで、経営面積は56アール。

義務者は記載のとおりです。

事由は使用貸借権の設定です。

4番、根字井戸作の1筆。
地目は山林で、現況は畑です。
地積は2,292平方メートル。
権利者は記載のとおりで、経営面積は56アール。
義務者は記載のとおりです。
事由は貸借権の設定。
続きまして、2ページを御覧ください。

5番、根字茨ヶ作の1筆です。
地目は山林、現況は畑です。
地積は655平方メートル。
権利者は記載のとおりで、経営面積は160アール。
義務者も記載のとおりです。
事由は所有権移転（交換）です。

6の1番、根字茨ヶ作の1筆です。
地目、現況とも畑で、地積は330平方メートル。
権利者は記載のとおりで、経営面積は140アール。
義務者も記載のとおりです。
事由は所有権移転（交換）です。

6の2番、根字茨ヶ作の1筆です。
地目、現況とも畑。
地積は330平方メートル。
権利者は記載のとおりで、経営面積は140アール。
義務者も記載のとおりです。
事由は所有権移転（交換）です。

以上でございます。
御審議のほど、よろしくお願いします。

笠井会長

ありがとうございます。
次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

芦田恵子委員、お願いします。

芦田恵子委員

1班副班長の芦田です。
議案第1号、1番について、3条申請に関わる調査報告を行います。
資料1番です。
当日は、権利者御本人が出席されました。
申請地は、市役所から北へ約0.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、前年度残渣が残っていましたが、管理されてい
ました。

侵入路については、市道より確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター2台、耕運機2台、貨物トラック
2台と農機具はそろっております。

労働力は世帯員が3人で、2人が農業に従事しています。

夫は自営業です。

年間従事日数ですけれども、300日。

技術力もあります。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させ
る行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保につい
ても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないた
め、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

次に、議案第1号、2番、3番、4番について、3条申請に関わる調査報告を行
います。

資料2から4番です。

当日は、権利者御本人が、義務者の代理人として出席されました。

申請地は、市役所から南西へ約2キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、サヤエンドウなど野菜が作付けてあります。

侵入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者は障害者福祉事業を行っている法人であります。

権利者の所有している主な農機具は、軽トラは所持しておりますが、トラクター、
マルチロータリー、つる刈り機、掘り取り機は購入予定です。

労働力は事業所利用者10名、職員5名ですが、今後増える予定です。

年間従事日数ですけれども、作目により90日から240日。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる
行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保につい
ても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当にしない

ため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

次に、議案第1号、5番、6番について、3条申請に関わる調査報告を行います。
資料5番、6番です。

当日は、農地の交換ですので、市内在住の方が委任されて出席されました。

申請地は、市役所から西に約1.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、梨畑と野菜畑になっております。

侵入路については、県道により確保されております。

隣接土地のため、交換したほうが梨を作りやすいそうです。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

市内の方の所有している主な農機具は、貨物2台、トラクター2台、スプレーヤー1台、選果機1台と、農機具はそろっております。

労働力は世帯員が3人。

2人が農業に従事しています。

年間従事日数は320日、250日。

技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

市外の方の所有している主な農機具は、貨物3台、トラクター2台、土詰機2台、ホイールローダー1台、フォークリフト1台等、農機具はそろっております。

労働力は世帯員が3人。

3人が農業に従事しています。

年間従事日数は200日、200日、320日。

技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

両家ともに、現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より、審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番、5番、6の1番、6の2番について、最適化推進委員の押田勝巳委員お願いします。

押田勝巳委員 推進委員の押田です。

1 番について、1 番は夫婦であります、旦那さんのほうが事業を行っておりまして、そっちのほうを専念するということで、奥さんが農業のほうに専念するということで、土地を農業に専念する奥さんのほうで替えたほうがいいのか、ということで、贈与して奥さんの名義にするということです。

5 番、6 番について。

6 番の中に、梨畑の間に、5 番の、親戚なのですけれども、間に野菜畑が入っていて作業しづらいということで、親戚だそうなのです。

なぜそういう形になったかという、相続のときにそういう、なったので、ここへ来て子供も農業やるということで、取りあえずやりやすいようにまとめたということです。

だから交換して、野菜畑で交換したのですけれども、交換した分を梨そのまま作るということで、今度名義が換わるので、農地集積の契約をしてくれということで本人に言いました。

そうしたら、やるようなこと言っていましたけれども、それはまた後でということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2 番、3 番、4 番について、伊藤 治委員お願いします。

伊藤 治委員 農業委員の伊藤です。

権利者の代理人の方と、義務者の方、それぞれにお伺いしました。

まず、議案 3、4 の方ですが、こちら権利者の方が数年前から福祉事業の一環として、ハンデのある方の取組で畑作を取り入れて、各出荷先に納めていたようです。

今回、今まで農業委員のほうに申請されていなかったもので、正式に申請されました。次に議案 2 の方ですが、こちら、現在今借りている 3、4 のところだけでは手狭になったため、近くにある 2 の方の農地、こちら現在手が回らなくなって荒らすのも忍びないので、こちらの権利者の方にお貸しするということで、使用貸借権として契約をされたいそうです。

今まで借りていた 3、4 の農地ですが、これまでは不具合はないとのこと。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第 1 号

農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、許可することに可決します。

2番、3番、4番について、関連がありますので、一括して採決を行います。
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、3番、4番、許可することに可決します。

5番、6の1番、6の2番について、関連がありますので一括して採決を行います。
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、5番、6の1番、6の2番、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、和田です。

それでは、3ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和5年4月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、神々廻字東原の5筆です。

地目、現況とも畑。

地積は5筆合計8,651平方メートル。

権利者は記載のとおりで、義務者も記載のとおりです。

申請事由は所有権移転（資材置場・車両置場）となっております。

2番、神々廻字東原の1筆です。

地目、現況とも畑で、地積は807平方メートル。

権利者は記載のとおりで、義務者も記載のとおりです。

申請事由は所有権移転（駐車場）となっています。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

芦田恵子委員、お願いします。

芦田恵子委員 1班副班長の芦田です。

議案第2号、1番について調査報告をいたします。

審査資料7番を御覧ください。

当日の出席者は権利者本人、義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北東へ約3.3キロメートルに位置しております。

県道に面しており、侵入路は確保されております。

農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、現在中古車販売業を営んでいるが、事業拡大に伴い白井市十余一、清戸の2地点の置場だけでは重機、車両を保管する場所として敷地が狭いので、当該申請地に新たな資材、車両置場として利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は資材・車両置場ということですが、申請面積は8,651平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。周辺農地への支障ですが、近隣説明で特になく、安全に配慮して工事してくださいとのことです。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

次に、議案第2号、2番について調査報告をいたします。

審査資料8番を御覧ください。

当日の出席者は権利者、義務者の申請代理人は出席されました。

まず立地基準ですが、申請地は市役所から北東へ約3キロメートルに位置しております。

県道に面しており、侵入路は確保されております。

農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第2種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、現在会社を営営していますが、工業団地内にある工場に従業員用

の駐車場が少なく、事業拡大に伴いトラックの駐車場、資材置場として利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということですが、申請面積は807平方メートルであり、事業計画との関係においては面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。周辺農地への支障ですが、隣接した農地はありません。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より、審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番、2番について最適化推進委員の齊藤和博委員、お願いします。

齊藤和博委員 推進委員の齊藤です。

1番、2番について、補足説明はございません。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりました。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

伊藤委員。

伊藤 治委員 農業委員の伊藤です。

事務局のほうよろしいかと思うのですが、7、8ともに今まで転用した用地は健全に利用されているのでしょうか。

笠井会長 事務局。

事務局 事務局、和田です。

清戸のほうの、以前車両置場にされたと思うのですが、そちらに関してはうちのほうで現地を確認させていただいて、今のところ8割ほど利用状況があるというふうに判断しております。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願い

します。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

2番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 令和5年度第1次農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、和田です。

それでは4ページを御覧ください。

議案第3号 令和5年度第1次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり令和5年度第1次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和5年4月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、5ページを御覧ください。

こちら、白井市長からの協議文となります。

続きまして、6ページを御覧ください。

令和5年度第1次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、根字下郷谷の2筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は2筆合計で3,445平方メートル。

設定する利用権の種類は賃借権。

内容は普通畑。

期間は1年です。

賃料は記載のとおりで、支払方法は直接持参です。

利用権を設定する者は記載のとおりで、利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は110アール。

更新です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は更新ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 令和5年度第1次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 令和5年度第1次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第4号 白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、和田です。

それでは7ページを御覧ください。

議案第4号 白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について。

農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定したので、提出いたします。

令和5年4月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、8ページを御覧ください。

農業委員会等に関する法律第7条において、農地等の利用最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならないとされています。

平成29年の改正の年、10月6日の総会時にこちらの指針を制定しています。

この指針は改選ごとに検証、見直しを行っておりましたが、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により修正が求められておりますので、今回の議案といたしました。

数値目標等については千葉県の基本構想が6月に改正を予定しており、そちらを参

考に目標設定を行うことから、今回は変更ありません。

変更点について、今回説明させていただきます。

まず、8ページの基本的な考え方について、集積、集約化目標等において、地域計画の作成、見直しを踏まえた内容に変更しております。

そのほか、国関係通知名称等を修正しております。

9、10、11ページも同様に国関係通知名称等を修正しております。

続いて、12ページを御覧ください。

一番下の3番の「地域計画」の目標を達成するための役割を新たに追加しております。

記載の内容について、このような活動を皆さんには行っていただきたいと考えております。

説明については以上で終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局、和田です。

それでは13ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和5年4月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、14ページを御覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

以上になります。

それでは表紙に返っていただきまして、（2）その他、5月の事前審査会、総会の日程について。

申請受付締め切りが4月20日木曜日。

事前審査会が4月28日金曜日。

第2班、午前9時から、本庁舎2階、災害対策室1。

総会が5月9日火曜日。

午後4時から、東庁舎1階、会議室101になります。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人